

領家7丁目自治会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は領家7丁目自治会とよび、事務所を会長宅におく。

(会員の構成)

第2条 この会は領家7丁目に在住する世帯又は事業体であって、会の趣旨に賛同するもので組織する。

(目的)

第3条 この会は地区居住者の公共の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は次の事業を行う。

1. 会員の福祉、親睦に関する事。
2. 環境整備に関する事。
3. 防災・防犯など安全に関する事。
4. 公共諸団体との連携協調に関する事。
5. その他前条の目的達成に関する事。

(役員構成、選出、任期)

第5条 この会は次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長若干名、各地区ごとに理事若干名、会計1名、監事2名。会長および副会長については理事の互選で、また会計および監事については理事以外の会員よりそれぞれ理事会で選出し、以上の役員は総会において承認を得るものとする。役員任期は2年とし再選を妨げない。
2. 班長は各班より1名選出し、班長の任期は原則1年とする。

(会議)

第6条 この会の会議は総会と理事会とする。

1. 総会は会の最高決議機関で定例総会と臨時総会とする。定例総会は毎年4月または5月に開き、臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上から要請があったとき、これを開催する。
2. 理事会は会長、副会長、理事および会計で構成し、必要により随時会長

が召集して開催する。

(総会の審議事項)

第7条 総会は次に掲げる事項を審議する。

1. 事業計画および事業報告に関する事。
2. 予算および決算に関する事。
3. その他理事会において必要と認めた事。

(総会の決議)

第8条 総会は出席の役員および会員をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(理事会の決議)

第9条 理事会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

(顧問の委嘱)

第10条 会長は役員に諮って顧問を委嘱することができる。

(会費)

第11条 この会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。会費は年額2,000円とする。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第13条 この会の会計監査は毎年1回監事が行う。ただし必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。監事は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(備える書類)

第14条 この会に次の書類を備える。

1. 会員名簿
2. 役員名簿
3. 会費徴収簿
4. 現金出納簿
5. 預金通帳
6. 証憑書類
7. 備品台帳
8. 会議録、その他

(細則の制定)

第15条 各条に必要な細則は別に定める。

(付則)

施行期日 この会則は昭和57年6月13日より施行する。
平成18年5月14日一部改正施行。

領家7丁目自治会会則の細則

領家7丁目自治会会則第15条にもとづき、次のとおり定める。

慶弔金・災害見舞金支出規定

1. 本会会員にかかわる慶弔等への支出は、次に掲げる基準によるものとする。

種別	内容	金額
弔意	本会会員および同居する家族が死亡したとき	5,000円
見舞い	本会会員が火災その他の災害に遭ったとき（ただし、天災地変の場合を除く）	5,000円

2. 前項の弔意、見舞いに該当する事項が発生したときは、当該班長は直ちに地区担当理事に伝達し、理事は会計に支出を要請するものとする。

3. この規定による贈呈に対しては、返礼を受理しないものとする。

4. この規定に定めるもののほか、会長が特に必要と判断したときは特別慶弔金を支出することができる。ただし、事後速やかに理事会に報告し承認を得るものとする。

自治会費徴収規定

1. 一般世帯の会費は年額2,000円とする。

ただし、特例としてアパート等の賃貸住宅に居住する単身所帯、学生等の一時的居住者は年会費を1,000円とする。

2. 年会費の徴収は、自治会総会終了後に班長が会員世帯を訪問して一括徴収し、地区担当理事に届ける。理事は担当班の会費を取りまとめ、会計に納金するものとする。

3. 徴収した会費は原則として返還しないものとする。

4. 転入者については、7～9月転入者1,500円、10～12月転入者1,000円、1～3月転入者500円（特例単身世帯は各々半額）の会費を徴収するものとする。

5. 2世帯住宅の居住者の会費は、それぞれの世帯ごとに徴収するものとする。

6. 法人会員等の賛助会費については、個別に協力を得るものとする。

平成18年5月14日改正

平成19年5月13日改正

平成20年5月18日改正